

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要  
(環境保全型農業直接支払交付金)

令和6年8月1日  
九重町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		九重町全域	無	令和2年度 ～ 令和6年度	九重町資源保全組合
		○		九重町南山田地区、飯田地区	無	令和5年度 ～ 令和9年度	九重高原微生物農法研究会

以上